

第3章

計画の基本的な考え方

本計画が目指す将来像や基本理念の実現に向けた具体的な取組みについて定めています。

- 1 基本理念
- 2 基本視点
- 3 基本目標
- 4 施策体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画の「保護者が子育ての第一義的責任を持つという基本的認識を前提としつつ、地域全体でこどもと子育て家庭を応援する」という考え方や、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人として取り残さない」という包摂性を引き継ぐとともに、「こどもの権利の尊重」及び「若者の希望実現への後押し」に関する新たな施策を加えることにより、これまで取り組んできた施策をより充実したものとしします。

また、本計画の策定において勘案すべきこども大綱は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

すべてのこどもが健やかに育ち、 幸せを実感できるまち**赤穂** ～未来を担うこどもたちのために～

この基本理念のもと、すべてのこども・若者が、誰一人取り残されることなく、権利を保障され、将来にわたって幸福を実感しながら健やかに成長できるこどもまんなか社会の実現をめざします。

こどもまんなか社会の形成は、こども・若者の健やかな育ちと、安心して子育てができる保護者を支えることにより、一人ひとりのこども・若者、子育て世帯の幸せにつながることはもとより、地域社会にとっても幸福を高め豊かな社会を築く原動力となります。社会全体でこども・若者の成長と幸福を応援し、未来への希望をつなぐ社会づくりに取り組みます。

2 基本視点

基本理念のサブタイトルである「未来を担う子どもたちのために～」は、次の3つの基本的な視点に立ち、それぞれの視点から、子ども・若者の今と将来にとって何が最善の利益かを考え、行動を起こすことによって、子ども・若者、家庭、地域の全てがウェルビーイングの向上をめざすという思いが込められています。

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本的な視点から施策を推進します。

基本視点1 子ども・若者

子ども・若者は生まれながらに権利の主体です。すべての子ども・若者が置かれている環境等にかかわらず、生命と生活を保障され、幸せを実感しながら健やかに育つことのできるまちをめざします。

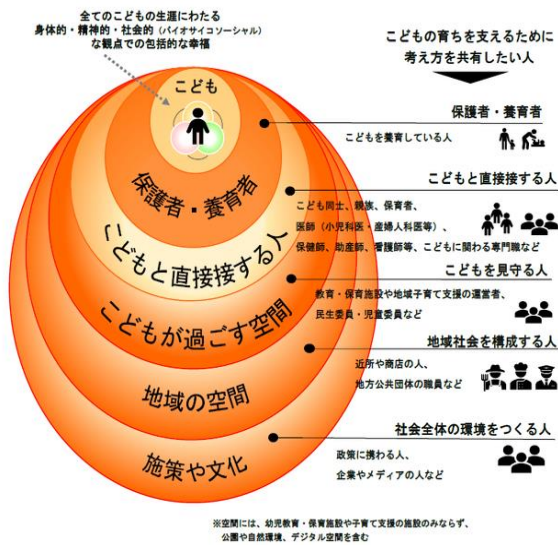
基本視点2 家庭

家庭における子育てを基本としながら、保護者が不安や負担を感じることなく、安心して子どもを産み、自己を肯定し子どもと向き合いながら育てることのできるまちをめざします。

基本視点3 地域

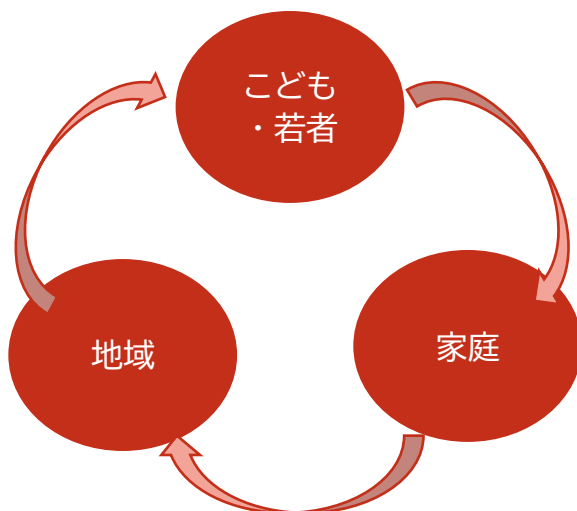
地域に住む一人ひとりが子育てを支えています。子どもの近くにいる地域住民や学校園所などの関係機関・団体、各種事業者、行政などが、それぞれの特性や強みを活かして、相互に補完・連携し、子どもの成長と子育て家庭を見守り、応援するまちをめざします。

(1) こどもまんなかチャート（基本視点の位置）



こどもを社会の中心に据えた施策の推進を目指し、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となり得るのかについて分かりやすく図式化したものです。すべての人が当事者となり、こどもまんなかという一貫した考え方の下でこどもの育ちを保障し、こどもが健やかに育つ社会の実現をめざしています。

(2) 基本視点の循環



こどもは誕生前から幼児期を経て、学童期、青年期と切れ目なく育ち、保護者や地域の支えを受けながら成長します。成長したこどもは、自身が受けた支援を糧に次世代のこどもたちを支える役割を担い、保護者や地域の一員として活躍します。このように、こども、保護者、地域が互いに影響し合い支え合うことで、こども、保護者、地域が共に育つ持続可能な好循環が生まれます

3 基本目標

本計画では、次の5つの基本目標を柱とした取組みを推進します。

基本目標1：こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち

「こども・若者は生まれながらに権利の主体であり、個人として尊重され、権利を保障される」ことを、こども・若者自身や周りの大人にも広く周知し、こども・若者の今と将来にわたっての最善の利益を第一に考える機運を醸成します。

困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さず、その特性やニーズに応じたきめ細やかな支援や合理的配慮に取組み、こども・若者のかけがえのない命を守るとともに、健やかな成長を後押しします。

基本目標2：こどもを安心して産み育てられるまち

子育て家庭の様々なニーズに対応した多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、母子保健や医療体制の一層の充実を図り、こどもの誕生前から子育て期までの切れ目のない支援を着実に実施します。

安全・安心な環境の中で幼児教育・保育の質の向上を図ることにより、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

基本目標3：こどもが心身ともに健やかに成長できるまち

確かな学力と自立する力の育成や地域の特色を活かした教育を推進し、安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実に努めます。

成長過程にあるこどもに対し、基本的な生活習慣づくりや様々な学習、体験活動等の機会を設け、心身ともに健やかな成長と生涯にわたっての生きる力を育みます。また、心の悩みや不安を持つこどもたちが安心して相談できる体制の強化を図ります。

基本目標4：若者が将来に希望を抱くことができるまち

若者一人ひとりが希望するライフプランに見通しが持てるよう将来への希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組むとともに、将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会の実現を目指します。

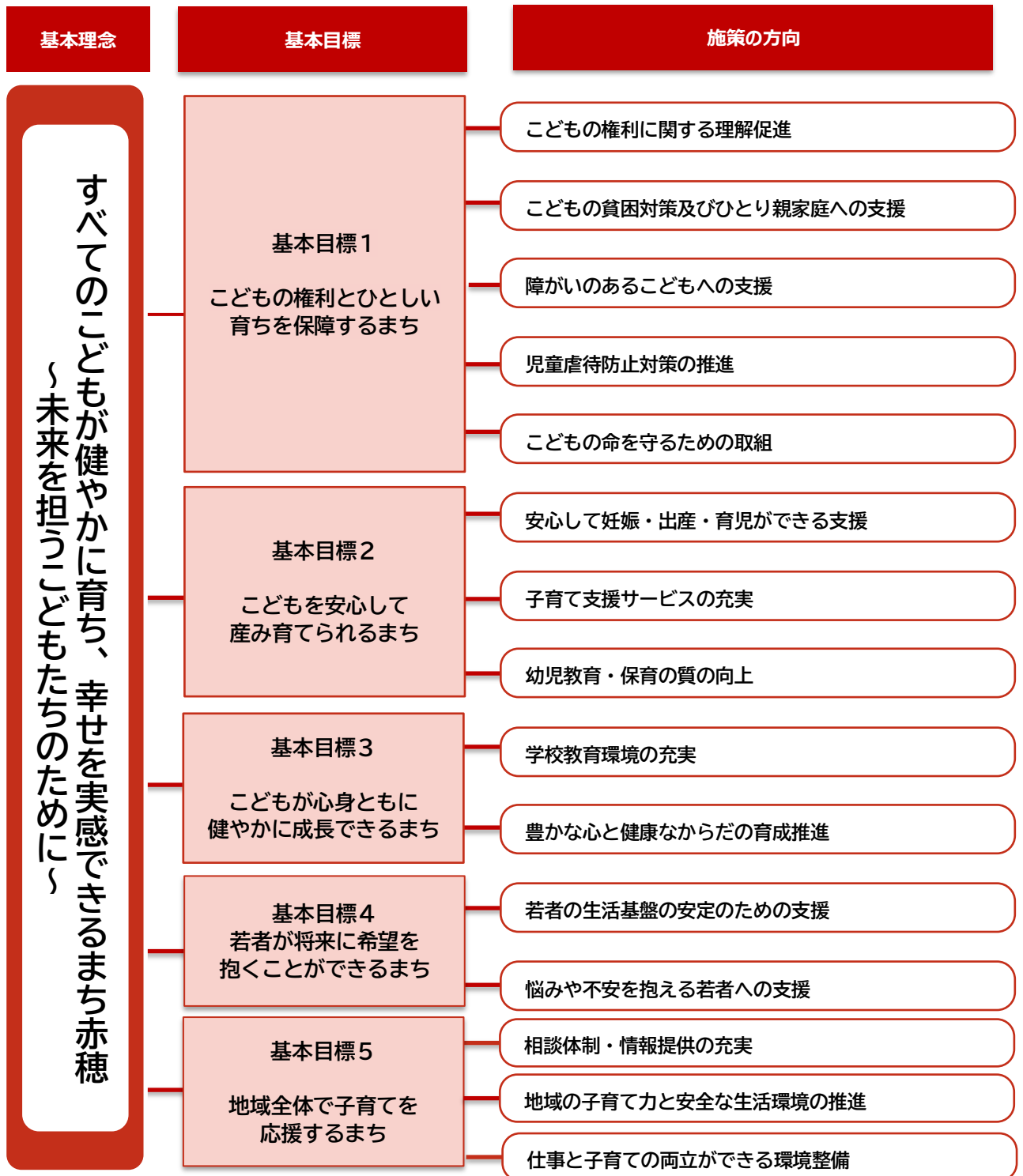
ニートやひきこもりの状態にあたり、人間関係などに悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

基本目標5：地域全体で子育てを応援するまち

地域の多様な資源（人や場所）を活かした子育て支援や、こどもや子育て家庭が安全で安心して暮らせる生活環境の改善を図るとともに、子育てに関する各種相談体制や情報提供の充実により、こどもや子育て世帯にとって優しく温かい地域社会の形成に取り組めます。

市民や市内事業所に対して、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を行い、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを推進します。

4 施策体系



第4章

基本施策の推進

本計画の施策について体系的に示し、施策の柱ごとに主な取組みを整理しています。

- 基本目標1 こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち
- 基本目標2 こどもを安心して産み育てられるまち
- 基本目標3 こどもが心身ともに健やかに成長できるまち
- 基本目標4 若者が将来に希望を抱くことができるまち
- 基本目標5 地域全体で子育てを応援するまち

第4章 基本施策の推進

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、15の施策を立てました。施策に基づいて今後の赤穂市の事業（市の取組）を定め、計画を推進していくものとします。

また、各施策及び計画全体における成果を図るため、施策ごとに達成度の指標を設定して取り組みます。

〔計画全体の達成度〕

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
赤穂が子育てしやすい環境にあると思う人の割合（ニーズ調査）	65.5%	95%

★こども計画で新規・拡充したもの

基本目標1 こどもの権利とひとしい育ちを保障するまち

■施策1 こどもの権利に関する理解促進

こども・若者の「最善の利益」を保証するためには、こども・若者の人権を尊重し、権利を保障することが重要です。また、人権は、すべての人が生まれながらに持っている権利です。すべての人が人権について正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観を認め合い、命の大切さや、自他の人格を尊重できる心を醸成できるよう普及啓発に努めます。

こども・若者は、権利の主体として、意見を表明し、社会に参画する権利があります。また、意見表明や社会参画の機会を通して、こども・若者の成長や自己肯定感の向上が図られ、「最善の利益」の実現にも繋がります。こども・若者が、年齢や発達に応じて意見表明や社会参画の機会が確保されるよう取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
<u>こども・若者の意見表明が権利であることを知っている割合</u> （こども・若者調査）	<u>28.8%</u> （令和6年度）	<u>70%</u>

	主な取組み	取組みの概要	担当課
1	人権啓発のための情報提供	★人権・男女共同参画フォーラムの開催や、映像資料の提供等により、地域のリーダーや研修会・住民学習会等への情報提供を実施することで、こどもの権利をはじめとする人権意識の高揚と人権への理解を深めます。	市民対話課
2	生命の大切さを尊重するこどもの育成	★「赤穂市人権教育・啓発基本計画」に基づき、教育活動全般を通じて、こども一人ひとりが、生命の大切さや、自他の人格を尊重する心を育てます。	学校教育課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
<u>3</u>	<u>教職員の人権尊重に対する理念の涵養</u>	★毎年1中学校区において開催される「人権教育実践研究会」を通して、市立保育所・幼稚園・小中学校教職員の人権尊重に対する理念を涵養します。	<u>学校教育課</u>
<u>4</u>	<u>施策へのこども・若者の意見反映の促進</u>	★こども施策を行う際にこども・若者への意見聴取・意見反映に努めること及びこども・若者の社会参画を促進することを庁内職員に対して周知啓発を行います。	<u>子育て支援課</u>

■施策2 こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援

家庭の経済的な困難により、教育や生活の基本的な機会が制限され、これにより学力や健康、将来の可能性にも悪影響を及ぼしているこどもがいます。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。こどもやその家庭と接する様々な関係機関が連携し、苦しい状況にあるこどもを早期に把握し、必要な支援に繋げる体制強化を図ります。

本市の調査では、国と同様、ひとり親家庭の多くは、経済的に厳しい状況に置かれており、さらには、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることから、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てていない状況となっています。

ひとり親家庭の自立と安定のため、それぞれの家庭に寄り添った相談支援を行い、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援など多角的な側面からの支援策を充実します。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
こどもの相対的貧困世帯率（生活実態調査）	5.6% （令和5年度）	3%
母子家庭等就業自立支援事業の新規受給件数	3件 （令和5年度）	6件

	主な取組み	取組みの概要	担当課
5	ひとり親家庭の自立支援の充実	○生活や就労に関する相談や、自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成により、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
6	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	★児童扶養手当や母子世帯等への奨学金の支給 <u>並びにこどもの健やかな育ちに必要な養育費の履行確保等の支援を行うことで</u> 、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、 <u>こども</u> の育ちを支援します。 ○母子家庭等医療費助成により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課 医療介護課
7	就学援助の実施	○小・中学校に通う子育て家庭の所得状況等に応じ、就学支援を行います。	教育委員会総務課
8	学習支援の推進	○経済的困難を抱えた家庭やひとり親家庭の <u>こども</u> に対し、教育・福祉及び関係機関が連携し、将来の自立のための学習支援を推進します。	子育て支援課 社会福祉課 生涯学習課 学校教育課
9	<u>相談・支援体制</u> の充実	○教育、福祉、関係機関をはじめ、地域や民間団体をつなぐネットワーク機能を整備するとともに、 <u>必要な支援につなぐことができるよう</u> 体制の充実を図ります。	子育て支援課 社会福祉課

■施策3 障がいのある子どもへの支援

障がいや発達に特性のある子ども・若者とその家庭が安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められています。障がいや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいや発達に特性のある子ども・若者の健全な育成と子育てを応援するため、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスに繋げるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、労働などの関係機関が連携し、将来にわたり地域全体で切れ目のない支援ができる環境づくりを推進します。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
ペアレント・トレーニングの実施回数	1回	2回

	主な取組み	取組みの概要	担当課
10	障がいのある <u>こ</u> どもの早期発見・早期支援	○<u>こども家庭センター</u>及び学校園所等を通じ、配慮が必要な<u>こ</u>どもの早期発見と関係機関との調整に努めます。 ○乳幼児健診等で把握された言葉の発達の遅れや行動面において問題がある<u>こ</u>どもに対し、精神精密事後指導教室において、<u>こ</u>どもの発達を促すよう保護者や<u>こ</u>どもに支援を行います。 ○<u>子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し</u>、良好な親子関係を構築するためのペアレント・トレーニングを実施します。 ○「こども発達相談」を実施し、精神発達面に問題のある児童に対し、小児神経科医師による専門的な相談を行います。 ○特別な配慮・支援を必要とする<u>こ</u>どもを対象とした相談事業を実施し、<u>こ</u>ども・保護者に寄り添った支援の充実に努めます。 ○<u>保護者向け説明会を開催し、特別支援教育についての理解、啓発を図っていきます。</u> ○<u>必要に応じて、関係機関と連携して個別の相談を実施します。</u>	子育て支援課 保健センター 学校教育課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
11	特別支援教育の充実	○特別支援教育指導補助員を配置し、特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりに応じた手立てを行い、きめ細かな指導を推進するために増員配置を計画し、支援の充実をめざします。 ○必要に応じて特別支援教育補助員を配置し、障がいの程度や一人ひとりの心身の発達に応じた幼児教育を実施します。 ○障がいのあるこどもの就園先について教育相談を実施します。	学校教育課 こども育成課
12	療育事業の充実	○個々の発達に合わせた適切な援助を行うため、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活でのふるまい方のトレーニング、保護者向けの相談やプログラムなど、療育機関としての専門性を活かしていけるよう努めます。 ○母子保健事業を通じて障がいの早期発見に努め、障がいの状況に応じて必要な支援につながるよう関係機関と連携を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。	社会福祉課 保健センター
13	障がい児（者）福祉サービスの充実	○障がいのあるこどもがその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付や補装具の交付・修理など福祉サービスの充実を図ります。	社会福祉課
14	障がいのあるこどもの社会参加の促進	○障がいのあるこどもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つ支援を推進します。 ○赤穂市障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、障がいのあるこどもの社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
15	相談支援体制の充実	○赤穂市障害者自立支援協議会相談支援部会やこども部会等の枠組みを活用して課題等を整理し、障がいのあるこどもの支援体制の構築に努めます。	社会福祉課
16	医療的ケアの推進	○医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関と情報交換や連携を図るとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等、支援体制の整備に努めます。 ○医療的ケア児への配慮として、医療的ケア検討委員会を中心に協議を重ね、個別のニーズに応じたきめ細かな対応に努めます。 ○研修等を通して医療的ケア児への理解を深めます。	社会福祉課 学校教育課 こども育成課

■施策4 児童虐待防止対策の推進

本市では、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉が一体となって、すべての妊産婦、こどもとその世帯を対象に、総合的な相談支援に加え、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行うなど体制の整備を図っています。また、こども家庭センターにおいて、「赤穂市要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童相談所や警察、医療機関、学校園所など様々な関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見や適切な支援に努めています。

本市の児童虐待に関する相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しています。児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではありません。より一層の関係機関との連携、担当職員の専門性の向上などを図り、引き続き児童虐待防止対策の強化を推進します。

ヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家庭に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことが課題となっています。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握に努めるとともに、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋げていくことが必要です。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合	5.3% (令和5年度)	5%以下

	主な取組み	取組みの概要	担当課
17	虐待の予防と早期発見への取組の強化	○要保護児童対策地域協議会を基盤として、児童相談所、教育機関、警察、民生委員・児童委員等の関係機関相互の連携を図り、児童の健全育成を推進します。 ○<u>こども家庭センター</u>において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や関係機関との連携強化並びに家庭における悩みや不安の傾聴・家事支援等により、虐待の予防と早期発見への取組の強化を行います。 ○<u>乳幼児健診等で把握された言葉の発達の遅れや行動面において問題があるこどもに対し、精神精密事後指導教室において、こどもの発達を促すよう保護者やこどもに支援を行います。</u> ○複雑・困難化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できるよう、職員の専門性の向上に努めます。 ○兵庫県警と連携し、広域的な事案に対しても迅速な対応に努めます。 ★<u>子育てに困難を抱える家庭、こどものSOSを早期に把握し、関係機関と連携し各家庭に応じた支援を行います。</u>	子育て支援課 保健センター
18	児童虐待防止の啓発と相談窓口の周知	○<u>こどもの虐待の発生予防</u>、地域ネットワークの構築等の意識の高揚を図るため、ホームページや広報を通じて啓発を行います。 ○児童虐待に関する相談窓口の周知に努め、虐待が疑われる児童の早期発見と、子育てに悩む保護者の支援の充実に努めます。	子育て支援課
19	養育支援の推進	○子育てに対して不安を抱える家庭や虐待のリスクがある家庭等、支援の必要性のある家庭に産後ケア事業等継続的な支援を行い、養育に関する助言を行います。 ○特定妊婦については、定期的にケース会議を開催し、関係課と情報共有を図り早期支援につなげます。	保健センター
20	配偶者等からの暴力（DV）防止と相談支援体制の確立	○DVの防止に向け、ホームページや広報等で啓発するとともに、若者の間で起こるデートDVを防止するため、学校における取組を推進します。 ○DVの身近な相談窓口となるよう、関係課と連携して母子・父子自立支援員や女性問題相談員による相談支援体制を継続して実施します。 ○男女の好ましい関係について学ぶため、デートDV防止講座を実施し、若年層への啓発に努めます。	市民対話課 子育て支援課 学校教育課
21	社会的養護の推進	○児童相談所や児童福祉施設等と連携して、里親制度の普及啓発を図ります。	子育て支援課
22	<u>ヤングケアラーの早期発見と適切な支援</u>	★<u>福祉・介護・医療・教育等の関係機関と連携し、ヤングケアラーの早期発見と世帯全員が適切な支援につながるよう努めます。</u>	<u>子育て支援課 医療介護課 社会福祉課 学校教育課</u>

■施策5 こどもの命を守るための取組

全国的に、こどもが一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶たないなか、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況が続いています。

こどもや子育て世帯が安全に安心して日常生活を営むことができるよう、地域、学校、家庭、行政が連携し、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもの命を守る取組を推進します。

急激な情報化社会の進展は、さまざまな有益な情報のみならず、こども・若者にとって有害な情報をもたらし、犯罪被害に巻き込まれやすい状況を生み出しています。

インターネットの利用方法や情報リテラシーについての学習やこどもや保護者等に対する啓発により、こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

生き方を育む教育や1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見などに取組み、自殺予防対策に努めます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
こどもの自殺数（18歳未満）	0人 （令和5年度）	0人

	主な取組み	取組みの概要	担当課
23	児童・青少年の健全育成の推進	○児童・青少年が現在の生活を充実して送るとともに、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。 ○関係機関・団体や地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。	学校教育課
24	有害情報からこどもを守る体制の整備	○こどもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。 ○「命を守る教育」の一環として、保護者と児童生徒を対象にSNSの正しい使い方についての研修会を実施したり、各学校におけるインターネット利用に関するルール作りを推奨したりし、保護者の意識啓発と児童生徒の正しい使い方についての理解を進めます。	学校教育課 生涯学習課
25	地域での安心・安全ネットワークづくり	○こどもを犯罪等の被害から守るため、まちづくり防犯グループ、防犯協会、赤穂みまわり隊による防犯活動を強化し、こどもを守る地域ぐるみの防犯活動を推進します。 ○各学校園所の連絡メールシステム等を活用し、こどもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、学校園所、児童館等に速やかに伝達し、情報の共有化を図り、保護者へ連絡する等迅速な対応に努めます。 ○PTAと地域住民が協力し、各地域の実態にあった「こどもの安全」に関わる活動を実施できるよう必要な支援や情報提供に努めます。	危機管理担当 こども育成課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
26	<u>こども・若者の自殺対策の推進</u>	★「赤穂市自殺対策計画」に基づき、生き方を育む教育を推進するとともに様々な悩みがある人に対して早期に気づくことができるよう相談支援体制の充実を図っていきます。	保健センター 学校教育課 子育て支援課
27	<u>長期休暇明けの自殺対策</u>	★1人1台配付のタブレット端末等を用いて、長期休業が明ける前に健康状況の報告を課します。また、その報告内容や登校日におけるこどもの様子に、変化等が見て取れる場合は、家庭訪問や保護者への連絡を通して、より細かく状態を把握できるように努めます。	学校教育課

基本目標2 こどもを安心して産み育てられるまち

■施策1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援

核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。このようななか、本市では、「こども家庭センター」を設置し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を強化しています。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健康診査等を推進します。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実に努めます。

子育てに伴う負担や不安感を解消するため、親自身が必要な知識や技術を学ぶ機会や親子のふれあいの場を提供し、安心して子育てができる環境を整えます。

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療体制の充実に図ります。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
産婦健康診査の2回受診率	85.4% (令和5年度)	100%

	主な取組み	取組みの概要	担当課
28	健診事業の充実	○妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査を実施し、母子の健康増進を図ります。 ○妊産婦、乳児の健康診査費や検査費用の助成を行い、妊婦等の健康増進を図ります。 ○健診後に支援が必要となったこどもに対して、関係機関と連携し支援します。	保健センター
29	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	○利用者支援事業（こども家庭センター型）において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ○妊産婦・新生児がいる家庭を訪問し、妊産婦等の健康増進を図ります。 ○訪問や産婦健康診査時に、エジンバラ産後うつ病質問票を用いたスクリーニングを実施し、産後うつ病のリスクが高い産婦に対しては、定期的な訪問等による適切な支援を行います。 ○すべての産婦が、出産後、家庭で健やかな育児ができるよう、母親自身の心身の回復と子育てへの不安の解消を目的とした、産後ケア事業の充実に図ります。	保健センター

	主な取組み	取組みの概要	担当課
30	マタニティマークの普及啓発	○母子健康手帳（親子健康手帳）交付時にマタニティマークに関する情報提供を行い、マタニティマークの普及啓発を図ります。	保健センター
31	予防接種事業の充実	○予防接種法に基づく定期接種を行い、感染症の発症予防に努めます。 ★ <u>接種率の向上に向け、広報や子育て応援ナビ「すくすくキッズ」において接種勧奨を行うほか、保護者の予防接種に係る手続きの簡素化を図ります。</u> ○任意の予防接種について費用助成を行います。	保健センター
32	乳幼児の健康づくりに関する学習機会の充実	○乳幼児健診や各種教室において、こどもの健康管理や育児に関する学習機会を設け、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健康づくりに努めます。	保健センター
33	食育の推進	○赤穂市食育推進計画に基づき、こどもの発達段階に応じた食育の普及啓発を図ります。	保健センター
34	子育て応援隊活動の推進	○看護師や保育士等の資格を有する子育て応援隊が、子育てに関する身近な相談者として育児相談や訪問等の活動を行います。	保健センター
35	親と子のふれあいを通じた家庭教育の充実	○子育て応援隊さろん等において、こどもを持つ保護者に対し、親同士の仲間づくりや育児相談を行う場を提供します。 ○保育所や幼稚園に通っていない就学前児童とその保護者を対象にこどもの遊びと親同士のふれあいの場を提供し、子育て家庭への支援を行います。 ○生後5か月の乳児とその保護者を対象に「絵本」を配布し、読み聞かせ等を通して親子のふれあい促進を図ります。 ★ <u>1歳～2歳児とその保護者を対象に「いないいないばあ」の会を開催し、読み聞かせやお話等を通して親子のふれあいと家庭教育の充実を図ります。</u>	保健センター こども育成課 図書館
36	小児医療の充実	○市民病院における小児医療の診療体制の確保を図るとともに、地域の病院・診療所との連携を強化します。 ○地域医療機関との連携会議を開催し、病院・診療所との連携強化を図り、医療体制の確保に努めます。 ○夜間・休日の診療における小児科医のオンコール体制の実施により、救急診療体制の充実を図ります。 ○西播磨圏域小児科救急対応病院群輪番制に参加し、夜間・休日等の小児科に係る第2次救急医療体制を実施し、小児救急医療の対応を行います。	市民病院 保健センター
37	小児医療機関の情報提供の充実	○広報紙やホームページ等により、小児救急医療電話相談（兵庫県子ども医療電話相談・播磨姫路小児救急医療電話相談）の普及啓発を行います。	保健センター

	主な取組み	取組みの概要	担当課
38	不妊に関する支援の充実	★生殖補助医療（不妊症の治療のうち体外受精・顕微授精の治療）を受けられた夫婦（事実婚も含む）に対し、心理的・経済的な負担の軽減を図るため、妊娠応援金を支給します。	保健センター
39	かかりつけ医の推進	○いざというとき安全で適切な医療を受けるため、かかりつけ医を持つ必要性について、市民への普及啓発に努めます。	市民病院保健センター
40	乳幼児等医療費助成等の実施	○中学3年生までのこどもの医療費を助成する乳幼児等医療費をはじめ、高校生の入院医療費、母子家庭等医療費、重度障害児（者）医療費の助成を実施し、こどもの育ちを支援します。加えて、高校生世代の通院医療費助成の実施等、こどもの医療費助成制度の拡充に向け取り組みます。 ○入院養育を必要とする未熟児に対して、治療に必要な医療費を助成します。 ○慢性疾患により長期にわたる療養と治療を必要とするこどもに対して、医療費の自己負担分を助成します。	医療介護課

■施策2 子育て支援サービスの充実

共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等により、様々な子育て支援サービスが求められています。

様々な家庭の事情に柔軟に対応できる一時預かり事業などの実施により、育児に対する心理的及び身体的負担の軽減を図るとともに、身近な場所でこどもや保護者が気軽に集える場を提供するなど、地域の中でこどもたちを育み、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
乳幼児一時預かり事業の登録率	26.8% （令和5年度）	50%
病児・病後児保育事業の登録率	5.6% （令和5年度）	15%

	主な取組み	取組みの概要	担当課
41	一時預かり事業の充実	○<u>乳幼児一時預かり事業及び子育て短期支援事業を実施し、子育て世帯の育児に対する心理的及び身体的負担の軽減を図ります。</u> ○保育所で多様な保育ニーズに合わせた一時預かり事業の実施に努めます。	子育て支援課 こども育成課
42	病児・病後児保育の <u>充実</u>	○事業の普及啓発を図り、登録者の増加と円滑な事業実施に努め、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
43	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	○保護者が日中就労等のため家庭にいない児童が健やかに成長できるよう、小学校余裕教室等で適切な遊びと生活の場を提供<u>します。</u> ○施設面では<u>必要な整備を行うとともに、運営面では支援員の確保と研修の充実、専門職の活用など、適切な運営に努めます。</u>	生涯学習課
44	放課後子ども教室推進事業	○放課後に<u>こども</u>たちが安全で安心して過ごせる場を確保するとともに、地域の参画を得て交流活動等を推進します。	生涯学習課
45	子育て学習センターの充実	○利用者のニーズに合わせた、子育て支援機能の充実に努めます。 ○親の子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場を提供するとともに、多様化する相談内容に対応できるよう、関係機関との連携を強化します。 ○子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場を提供します。	生涯学習課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
46	ファミリー・サポート・センター事業の推進	○子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、<u>こども</u>の送迎、<u>こども</u>の預かり等、子育てについて助け合う仕組みを運営します。 ○事業の周知に努め、育児の相互援助機能として、子育て中の人や働く人たちの家庭を支援します。	子育て支援課
47	検診受診時の託児サービスの実施	○女性がん検診等を受診する間、託児を実施し、検診を受診しやすいよう環境づくりを行います。	保健センター
48	子育て家庭の経済的負担の軽減	○児童手当の支給等により、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、<u>こども</u>の育ちを支援します。 <u>○妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく身近で相談に応じる伴走型相談支援とともに、出産・育児に係る費用の負担軽減を図るため、出産応援給付金及び子育て応援給付金を支給します。</u> ○小学校、中学校、幼稚園、保育所等の給食費を補助することにより、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 保健センター 給食センター こども育成課
49	<u>すべての家庭を対象とした保育の拡充</u>	<u>★すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルの支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる保育環境の整備に努めます。</u>	子育て支援課 こども育成課

■施策3 幼児教育・保育の質の向上

就学前の児童数が減少する一方、母親の就労割合の増加により、保育所等を利用したいというニーズは高まっています。

増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、引き続き保育人材の確保に努めるとともに、各園所内での研修や自己研鑽等により、保育士・幼稚園教諭の資質・能力の向上を図ります。

また、就学前施設は、乳幼児が安全に安心して生活できる場であることが求められることから、施設を計画的に整備、維持補修、更新するとともに、熱中症や感染症対策等に必要な設備を整備するなど、安全な保育環境の整備を進めます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
保育所待機児童の数	0人 （令和6年4月1日現在）	0人

	主な取組み	取組みの概要	担当課
50	教育・保育の提供体制の充実	○教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）により、入所希望状況などに応じた受入れに努めます。 ○全保育所で乳児保育を実施します。 ○有資格者や保育所・幼稚園で働くことをめざしている学生等を対象に研修会等を開催し、保育人材の確保に努めます。 ○幼児教育担当指導主事を配置し、保育士・幼稚園教諭の専門性の向上に向けて指導・育成を行います。また、公私・施設類型を問わず市内の教育・保育施設合同で研修会を実施するなど、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。 ○海外から帰国した幼児や外国人幼児及びその家族に対して、コミュニケーション方法に配慮して保育を行います。 ○地域型保育事業の導入にあたっては、教育・福祉が連携し必要な支援を行います。 <u>○教育・保育施設を計画的に整備、維持補修、更新するとともに、空調や遊具等の設備を整備し、安全な保育環境の整備を進めます。</u>	こども育成課 子育て支援課
51	延長保育の充実	○全保育施設で延長保育を実施します。 ○公立保育所で対応できない時間外保育については、ファミリー・サポート・センター事業等を活用するなどの連携を図ります。	こども育成課
52	土曜日午後保育の実施	○土曜日の午後に保護者の勤務等により保育が必要なこどもを対象に、赤穂保育所において、毎週土曜日の午後7時まで保育を実施します。 ○多様化する保育ニーズの把握に努めます。	こども育成課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
53	障がい児保育の推進	○一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にするとともに、専門職の活用も図り、きめ細かな障がい児保育を実施します。 ○幼稚園・通園施設など関係機関との連携を図り、情報交換やケーススタディを通じて、障がいのあるこどもに対する適切な保育の充実に努めます。	こども育成課
54	公立保育所の運営方針のあり方の検討	○待機児童解消のため、保育士の確保に努めます。 ○公立保育所におけるより充実した保育サービス等について検討します。	こども育成課
55	幼稚園教育の充実	○国の動向等にも留意しながら、幼稚園運営の充実に努めます。 ○3歳児保育の利用ニーズを踏まえながら、希望者全員が3歳児保育を利用できる体制整備に取り組みます。	こども育成課
56	幼保一体化の検討・推進	○市の実情にあった就学前教育・保育のあり方について検討します。	こども育成課 子育て支援課
57	利用者負担の適正化	○国や近隣市町の動向に留意しながら、利用者負担の適正化を図ります。	こども育成課
58	幼児教育・保育の無償化への対応	○こどものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。	こども育成課 子育て支援課

基本目標3 こどもが心身ともに健やかに成長できるまち

■施策1 学校教育環境の充実

こどもたちに健やかな成長・発達を促し、豊かな人間性をはぐくむために、こどもたちの学習の場であり、生活の場でもある学校教育環境の充実は必要不可欠です。

各学校区において、学校園所間の連携と交流はもちろん、地域人材の活用等、地域環境を核とした魅力ある教育活動を展開していきます。また国際理解教育も推進し、赤穂市のこどもたちが将来、グローバルな視点から、自らの可能性を最大限に発揮し、学びの成果を社会の様々な場面で活かすことができるように取り組んでいきます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
外部人材による教育機会の実施回数	小中学校各校3回	小中学校各校4回

	主な取組み	取組みの概要	担当課
59	特色ある学校づくりの推進	○全小中学校に学校運営協議会を設置し、「社会に開かれた教育課程の編成・実施」を地域とともに推進します。 ○地域人材等を活用した授業改善や地域ぐるみでこどもを育てる学校・地域連携を充実させていきます。 ○特色ある学校づくりの理解を図るため、各学校における魅力ある教育活動を広報し、地域住民の理解を広めます。	学校教育課
60	幼保小連携教育の推進	○幼稚園・保育所と小学校の教職員が互いの教育について理解を深め、スタートカリキュラムの開発により幼児と児童の交流活動を教育課程に位置づけるなど、幼保小の連携教育を充実します。	こども育成課 学校教育課
61	学校の組織力と教職員の資質向上の推進	○学校の組織力と、教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、「チーム学校」としての組織力、教育力の向上を図ります。	学校教育課
62	外国人児童生徒が学びやすい環境の推進	○日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員と外国人児童生徒とのコミュニケーションを円滑にするとともに、生活への適応や学習支援、心の安定を図るため、学校に国際理解サポーターを派遣し、学校生活への早期適応を促進します。	学校教育課

■施策2 豊かな心と健康なからだの育成推進

豊かな心と健康なからだだが、「生きる力」を形成する大きな柱であることを踏まえ、保育所・幼稚園から小・中学校まで、一貫した心身の育成を推進します。他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、地域の人材や自然に触れて感動する心を十分に育成するとともに、基本的な生活習慣づくりや健康教育を通じて、心身共に健やかな成長が推進できるように取り組みます。

また、いじめや不登校をはじめとした、こどもたちや保護者の不安や悩みに対応できるように、相談体制の充実と諸機関との連携強化を進めます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
学校医や専門家による職員研修の実施回数	小中学校各校1回	小中学校各校2回

	主な取組み	取組みの概要	担当課
63	心豊かなこどもの育成をめざした教育の推進	○こどもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進します。 ○発達段階に応じた「義士教育」を行い、赤穂に生まれ育つ者としての教養とふるさと意識の醸成を進めます。	こども育成課 学校教育課
64	こどもが学ぶ機会の提供	○こどもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。 ○全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域人材等を活用した授業改善や、学校と地域の連携を充実させ、こども達の学ぶ機会の充実に努めます。	こども育成課 学校教育課 環境課
65	学校等における思春期の保健対策の充実	○思春期のこどもの健全育成のため、保健の授業において思春期の心と身体の仕組みを理解させ、男女の性差を踏まえた教育、指導、相談等の充実を図ります。	学校教育課
66	健康教育・保健指導の充実	○食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関して正しい理解をさせるため、学校医や専門家も交えた研修の機会の充実を図ります。 ○学校園所及び関係機関において「早寝早起き朝ごはん」運動を推進するとともに、家庭と連携して、こどもたちの基本的な生活習慣を身につけさせます。	学校教育課

主な取組み	取組みの概要	担当課
67 心の問題に配慮した相談体制の充実	○児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。 ○不登校、いじめなど、児童生徒が直面する心の問題に対応するため、中学校区ごとに組織された地域サポートチーム会議の有効な活用を図りながら、相談体制、個別ニーズへの適切な取組の充実を図ります。 ○スクールソーシャルワーカーにより関係機関とのネットワークの構築、連携・調整を図りながら進めていきます。 ○各中学校と一部の小学校に不登校支援員を配置し、心の悩みや不安をもつ子どもたちが安心して生活できる空間（教室）を確保します。	学校教育課

基本目標 4 若者が将来に希望を抱くことができるまち

■施策 1 若者の生活基盤の安定のための支援

ライフプランは個人の自由な意思決定に基づくものであり、若者自身の多様な価値観や考え方を尊重する必要があります。その上で 若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、結婚や子育てに関する不安を取り除き、安心してその希望の実現を目指すことができる支援体制の構築に努めます。

本市及び地元企業の魅力を発信するとともに、企業説明会の開催や雇用環境を促進することにより、本市の人口流出の抑制を図るとともに、若者が将来にわたる生活基盤を確保し、将来に希望を持って生きられる社会づくりに取り組みます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
婚姻率	2.8% (令和4年)	4%

	主な取組み	取組みの概要	担当課
68	<u>出会いの機会の創出</u>	★ひょうご出会いサポートセンターが募集する会員費用の助成を行い、若者の出会いの機会の創出に努めます。	子育て支援課
69	<u>定住支援推進事業</u>	★あこう魅力発信基地と連携し、若者の暮らしや子育てにも最適なコンパクトシティであることの情報発信に努めます。	観光課
70	<u>高校卒業時の就職先の確保</u>	★高校生対象の工場見学バスツアー、高校における企業説明会を開催し、高校卒業人材が地元企業に繋がるよう地元企業のPRに努めます。	商工課
71	<u>若者の雇用促進</u>	★リクルートとの包括連携協定により、市内企業の採用力の強化と拡大により雇用を促進し、若者の生活基盤の安定を図るとともに、人口流出の抑止に努めます。	企画政策課 商工課

■施策2 悩みや不安を抱える若者への支援

ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営んでいくうえで困難を有する若者等が増加しており、その自立に向けた支援を進めることが大切です。

様々な悩みを持つこども・若者とその保護者に対しての相談支援の充実や気軽に集える居場所を提供するとともに、SOSのサインに気づいた時の対処の仕方などについての市民向けの啓発活動などを行い、総合的な支援体制の充実に努めます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
「みんなのいえ」利用者数	658人（延べ人数）	700人

	主な取組み	取組みの概要	担当課
72	<u>ひきこもり相談支援の充実</u>	★社会福祉課相談窓口「え～る」を開設し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談について適切に対応します。	社会福祉課
73	<u>居場所「みんなのいえ」の提供</u>	★ひきこもり状態にある方やその家族の方にとって安心できる居場所「みんなのいえ」を提供し、社会とのつながりが作れるよう支援します。	社会福祉課
74	<u>ひきこもり啓発講座の実施</u>	★ひきこもりに対する理解を深め、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して地域で生活していくため、市民向けの啓発講座を年1回実施します。	社会福祉課

基本目標 5 地域全体で子育てを応援するまち

■施策 1 相談体制・情報提供の充実

こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、こども及びその保護者は多岐にわたる悩みや不安に直面しています。

乳幼児期、とりわけ未就園の場合は、子育て家庭が社会からの支援につながらず孤立しがちな傾向にあることから、主任児童委員や地域の関係機関、庁内の関係所管課相互の情報共有や連携を図り、包括的に相談を受け止められる体制づくりや、多様化複雑化した課題について適切に対応できる相談支援の充実を促進します。

各家庭が抱える様々な課題や多様なニーズに対応した支援が行えるよう、子育て家庭の交流機会の提供、広報やホームページ、子育て応援ナビ「すくすくキッズ」等を通して、各種相談窓口や子育て支援サービス、イベント情報等の周知を積極的に実施します。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
子育て情報サイト（赤穂すくすくキッズ）への年間アクセス数	163,138回 （令和5年度）	300,000回

	主な取組み	取組みの概要	担当課
75	相談機関のネットワーク化	○ <u>こども家庭センター</u> や児童相談所、主任児童委員等の関係機関相互の情報共有や連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。	子育て支援課 こども育成課 保健センター
76	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	○広報やホームページ、子育て応援ナビ「すくすくキッズ」、各種SNSなど多様な媒体を活用して、子育て支援サービスやイベント情報、予防接種情報等の周知を図ります。 ○ <u>こども</u> 及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 保健センター こども育成課
77	各種子育て相談の充実	○ <u>こども家庭センター</u> をはじめ、保育所、幼稚園、児童館等の関係機関において窓口、電話、メール等による相談体制の充実を図ります。 ○関係機関との連携を強化するとともに、相談員の研修を施して、多様化・複雑化する <u>こども</u> や子育て家庭に関する相談対応に努めます。 ○自殺対策計画に基づき、包括的・全庁的に <u>こども</u> ・子育て家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。	子育て支援課 こども育成課 保健センター

	主な取組み	取組みの概要	担当課
78	発達に遅れがみられる <u>こ</u> どもへの相談・支援事業等の充実	○赤穂市 <u>青少年育成センター</u> のカウンセラーによる「発達支援相談」、各学校に配置されているスクールカウンセラーによるアセスメント（聞き取り、観察等）に基づく「教育相談」を充実させ、発達に課題のある <u>こ</u> どもに対する相談支援活動を推進します。	学校教育課
79	イベントの実施及び情報の提供	○児童館や子育て学習センター等において、親子や世代間での交流イベントを実施します。 ○広報紙やホームページ等を通じて、 <u>こ</u> どもを対象としたイベント情報を随時提供します。	子育て支援課 保健センター 生涯学習課

■施策2 地域の子育て力と安全な生活環境の推進

核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、孤立感や不安感を抱く子育て家庭も少なくありません。母親クラブや子育てサークル、こども食堂などの気軽に集える居場所づくりを促進し、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動と協働し、子育て家庭を地域全体で重層的に支える環境づくりを推進します。また、関係機関、地域との連携や、地域の子育て支援に関わる人材の発掘・育成を図り、地域における子育て力の強化に取り組みます。

公園や児童館、公共施設、道路等のハード整備に加え、交通安全意識の醸成や地域住民による見守り活動などを実施し、安全で安心な生活環境のなかで、こどもたちが心身ともに健やかに成長することができる環境整備に努めます。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
地域におけるこどもの居場所のか所数	5か所（令和6年度）	10か所
こどもの人身事故件数（18歳未満）	16人（令和5年度）	12人以下

	主な取組み	取組みの概要	担当課
80	母親クラブの充実	○親子及び世代間の交流や文化活動など地域の特性を取り入れた自主的な活動を行う母親クラブの活動促進を図ります。	子育て支援課
81	地域・学校園所・大学の連携の推進	○各地区まちづくり連絡協議会と連携し、こどもたちの登下校時の安全確保を図るため、交通指導員による活動を推進します。 ○若い世代がこどもに関わるボランティア等の活動に参画することができるよう、さまざまな機会を提供するとともに、推進役としての活用を図ります。 <u>○全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域人材等を活用した授業改善や地域ぐるみでこどもを育てる学校・地域連携を充実させていきます。</u>	危機管理担当 こども育成課 学校教育課
82	子育て支援の人材育成の促進	○子育て学習センターにおける各種講座等を活用し、地域の子育てリーダーや子育て学習グループ、サークル等の育成・支援を図ります。	生涯学習課
83	地域における子育て支援意識の醸成	○主任児童委員等により、こどもと親のふれあいを通じて子育ての楽しさを伝えます。 ○子育て冊子やSNS等を通じて赤穂で子育てする魅力を発信します。	子育て支援課
84	児童館の整備・充実	○こどもに適切な遊びと学びの場を提供するとともに、地域の子育て拠点ともなる児童館の整備改善に努めます。	子育て支援課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
85	地域における <u>多様な居場所づくり</u> の促進	○困窮を抱えた世帯やひとり親世帯等の<u>こども</u>を対象とした食事の提供や学習支援等、<u>地域の実情に応じた多様な居場所づくり</u>を行う団体に対して運営費を補助するなど活動促進を図ります。 ★<u>こども・若者の声を聴きながら当事者の視点に立った多様な居場所づくりに努めます。</u>	子育て支援課
86	バリアフリー化の推進	○兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や道路等のバリアフリーの現状を把握するとともに、誰もが暮らしやすく活動できるユニバーサル社会づくりの定着を目指します。 ○高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人に配慮した公共施設や道路等の整備に努めます。 ○バリアフリーに関する情報を広報紙やホームページ等を通じて提供していきます。 ○<u>こども連れ</u>の利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	社会福祉課 子育て支援課
87	身近な遊び場の整備・充実	○こどもが楽しく安全に遊ぶことができ、親同士・地域住民との交流機会を生み出す街区公園や児童遊園地など身近な遊び場の整備・充実に努めます。 ○地域の協力を得ながら、草刈りや清掃および遊具の点検・修繕など公園の美化・環境整備に努めます。	公園街路課
88	防犯灯の設置の促進	○<u>こども</u>の安全確保や生活環境の向上を図るため、夕方・夜間に<u>こども</u>が安全に通行できるよう、必要に応じて防犯灯の設置を行います。	土木課
89	交通安全対策の推進	○保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、<u>こども</u>の交通事故防止を推進します。 ○各季の交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの交通安全意識を高めます。 ○地域で交通安全指導を行う交通指導員の育成を図るとともに、交通指導員、PTA等による通学路の立番を継続して実施し、<u>こども</u>の交通安全の確保に努めます。 ○交通安全グッズを市内幼稚園、小学校の全新入園児と新入生に配布し、交通安全啓発に努めます。	危機管理担当
90	<u>交通安全対策にか</u> <u>かる助成事業の実</u> <u>施</u>	★<u>交通安全対策として、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車並びにチャイルドシート購入に係る費用の一部として、助成金を支給します。</u>	<u>子育て支援課</u>

	主な取組み	取組みの概要	担当課
91	施設・通学路の安全対策の充実	○防犯カメラを活用し、学校園所や施設等を利用するこどもの安全確保に努めます。 ○児童生徒の登下校における「1人区間」「見守り空白地帯」がないように、スクールガードリーダーの配置を進めるとともに、地域住民による「ながら見守り」を呼びかけ、積極的な参画を促します。 ○通学路の安全を確保するため、「赤穂市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路安全推進会議（学校関係者、保護者、交通管理者、道路管理者で構成）による合同点検を実施し、PDCAサイクルで対策の改善・充実に努めます。 ○通学路安全推進会議による点検結果に基づき、こどもが安全に通学できるよう道路管理者や警察等と連携して道路等の改善を行います。	子育て支援課 保健センター こども育成課 生涯学習課 学校教育課 土木課

■施策3 仕事と子育ての両立ができる環境整備

様々な子育て支援サービスの充実や働き方改革による企業努力等により、共働き世帯の増加に加え、男性の長時間労働は改善されつつありますが、男性の家事・子育て等に充てる時間は増加傾向にあるものの、女性がそれに費やす時間は、男性を大きく上回っており、家庭生活の負担が依然として女性に偏っている現状にあります。

夫婦が相互にやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや余暇を過ごし、健康で豊かな生活ができるよう、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を行い、共働き、共育ての気運を醸成します。

市内企業に対し柔軟な働き方ができる労働環境づくりを周知啓発するとともに、男性の家事・子育てへの参画促進のための学習の機会を設けるなど、女性と男性がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

指標	直近の現状値	目標値（令和11年度）
父親の育児休業の取得率（ニーズ調査）	3.7% （令和5年度）	50%

	主な取組み	取組みの概要	担当課
92	子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発	○仕事と生活のバランスを個人のライフステージに応じて実現することができるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から普及・啓発します。	市民対話課
93	ゆとりある労働環境づくり	○第3次赤穂市男女共同参画プランに基づき、 <u>市内事業所に対し各種法令の情報提供や周知啓発に努め、柔軟な働き方ができる労働環境づくりを推進します。</u> ○子育て世帯の <u>一人ひとりが望む多様な働き方を促進するための情報提供、啓発活動を推進します。</u>	市民対話課 商工課 子育て支援課
94	就業・再就職の支援	○出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に就職に役立つセミナーの開催を関係機関と連携して推進します。	市民対話課

	主な取組み	取組みの概要	担当課
95	男女共同による子育ての推進	○第3次赤穂市男女共同参画プランに基づき、家庭生活における男女共同参画の推進に取り組みます。 ○「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改めるため、市民に向けての情報発信や啓発活動を実施します。 ○男性が主体的に家事・育児に参画するための学習機会や体験機会を増やすため、男性が参加しやすい各種講座や学校園所における行事の開催を進めます。 ○小・中学生の乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育てに対する意識を醸成し、健全な母性・父性を養う機会を充実します。 ○プレママ・プレパパクラスにおいて、妊婦やそのパートナー等に対し、育児に対する意識の醸成を図ります。	市民対話課 こども育成課 学校教育課 保健センター

第5章

教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の量の見込み と確保方策

子ども・子育て支援事業にかかる現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その提供体制の確保の内容及びその実施時期などを記載しています。

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 2 第2期計画の達成状況
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 子ども・子育て支援法に基づく量の確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定め、区域ごとに量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとされております。

本市においては、市内全域を1区域として設定し、事業の利用状況や今後の動向等も踏まえながら、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



2 第2期計画の達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育・保育	(1) 1号認定（認定こども園、幼稚園）					人/年
	量の見込み	816	787	734	676	611
	実績	706	734	703	649	612
	(2) 2号認定（認定こども園、保育所）					人/年
	量の見込み（教育ニーズ）	35	33	32	24	24
	実績（教育ニーズ）	32	28	30	30	26
	量の見込み（保育ニーズ）	159	151	149	131	121
	実績（保育ニーズ）	148	126	121	138	128
	(3) 3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育）					人/年
	量の見込み（0歳）	85	82	80	43	40
	実績（0歳）	51	49	47	44	51
	量の見込み（1、2歳）	207	210	205	150	167
	実績（1、2歳）	177	196	193	187	185
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業					人/年
	量の見込み	94	92	89	87	86
	実績	83	74	52	77	64
	(2) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）					人/年
	量の見込み	507	519	557	579	602
	実績	547	491	545	533	533
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）					人日/年
	量の見込み	13	12	12	12	12
	実績	21	60	9	7	7
	(4) 地域子育て支援拠点事業					人日/月
	量の見込み	4,528	4,437	4,405	3,392	3,154
	実績	2,094	3,678	4,309	4,092	4,512
	(5) 一時預かり事業					人日/年
	①幼稚園型					
	量の見込み	53,937	51,674	49,889	61,310	55,702
	実績	51,251	52,260	51,270	51,348	53,851
	②幼稚園型以外					
	量の見込み	2,807	2,792	2,789	1,698	1,612
	実績（一時預かり事業）	1,205	769	866	850	768
	実績（ファミリー・サポート・センター）	649	383	199	162	150
	(6) 病児病後児保育事業					人日/年
	量の見込み	467	454	445	400	375
	実績	19	76	73	96	93
	(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）小学生					人日/年
	量の見込み（1～3年生）	967	941	924	825	775
	実績（1～3年生）	730	412	337	378	366
	量の見込み（4～6年生）	293	282	280	262	255
	実績（4～6年生）	539	400	386	352	339
	(8) 利用者支援事業					か所
	量の見込み	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業					人/年
	量の見込み	284	275	268	260	252
	実績	238	214	204	209	190
	(10) 養育支援訪問事業					人/年
	量の見込み	48	48	48	48	48
	実績	38	38	39	37	40
	(11) 妊婦健康診査					人/年
	量の見込み	426	415	403	391	387
	実績	352	337	322	310	257

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

【事業概要】

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型支援事業、事業所内保育事業）の施設等に小学校就学前のこどもが日常的に通う事業です。

【確保方策】

市内の教育・保育施設は公立幼稚園 10 か所、公立保育所 6 か所、私立保育園 1 か所、認定こども園 1 か所でサービス提供を実施しています。

保育の必要性のある4歳児、5歳児の教育利用希望者については、幼稚園預かり保育で対応しています。

引き続き保育人材の確保に努めるとともに、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設、地域型保育事業により、提供体制の確保・維持に努めます。

（1）1号認定（認定こども園、幼稚園） 3－5歳

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	623	567	516	493	478
②確保方策	623	567	516	493	478
②－①	0	0	0	0	0

（2）2号認定（認定こども園、保育所） 3－5歳

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(教育ニーズ)	32	29	27	25	26
②確保方策	32	29	27	25	26
②－①	0	0	0	0	0
①量の見込み(保育ニーズ)	133	124	116	116	112
②確保方策	133	124	116	116	112
②－①	0	0	0	0	0

(3) 3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育） 0－2歳

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（0歳）	47	45	44	43	41
②確保方策	47	45	44	43	41
②－①	0	0	0	0	0
①量の見込み（1－2歳）	184	180	178	173	167
②確保方策	184	180	178	173	167
②－①	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

基本型：市役所の子育て支援課を総合相談窓口として実施しています。

こども家庭センター型：保健センター「えるふぁルーム」において、妊娠、出産、子育てに関する相談支援を実施しています。

妊婦等包括相談支援事業型：保健センターにおいて、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、継続的な相談支援を実施しています。

【確保方策】

子育て支援課及び保健センターにおいて、引き続き、妊産婦や子育て世帯からの相談に適切に対応できる相談支援体制の充実に努めます。

単位：か所

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の保育の時間を超えて認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

今後も継続的な需要が見込まれるため、実施施設と連携し、ニーズに十分対応できるよう供給体制を維持していきます。

単位：人／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		62	59	56	54	52
②確保方策	実数	62	59	56	54	52
	施設数（か所）	8	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

(3) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【確保方策】

働き方の多様化や女性の活躍推進等によりニーズは高くなっています。

引き続き、今後の利用児童数の増減を注視し、学校の余裕教室の活用や施設整備等によりニーズ量に合った供給体制の確保に努めます。

単位：人／年

区 分		3計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	538	543	552	560	568
	1～3年生（低学年）	369	364	361	356	351
	4～6年生（高学年）	169	179	191	204	217
②確保方策	1～6年生	538	543	552	560	568
	施設数（か所）	13	13	14	14	14
②－①		0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合等において、児童養護施設等で一時的に必要な養育や保護を行う事業です。

【確保方策】

市内1か所、東・中・西播磨地域で9か所実施しており、引き続き供給体制の維持、確保に努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		35	35	35	35	35
②確保方策	延べ数	35	35	35	35	35
	施設数（か所）	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や育児相談、養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策】

保健師、助産師、子育て応援隊が訪問し、安心して育児ができるよう、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、助言等を行います。

単位：人／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		197	191	184	179	175
②確保方策		19	19	19	19	19
②－①		0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策】

支援が必要な家庭の把握並びに適切な養育環境確保のための助言等を行うため、関係機関とも連携を図り実施します。

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	25	25	25	25	25

(7) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保方策】

関係機関と連携し支援を必要とする家庭の把握並びに事業実施体制の確保に努めます。

単位：人日／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	142	142	142	142	142
②確保方策	142	142	142	142	35
②－①	0	0	0	0	0

(8) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に行い、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

事業の実施方法について検討を進めるとともに、支援が必要な児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	0	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

(9) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設け、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保方策】

既に幼児に対しては実施しておりますが、対象年齢の拡充等、実施体制の確保に努めます。

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

(10) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

少子化等により、利用者数は減少傾向にありますが、事業の充実等により、利用者数の維持並びに親子が気軽に集い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3,845	3,726	3,653	3,538	3,433
②確保方策	延べ人数	3,845	3,726	3,653	3,538	3,433
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(11) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

幼稚園、認定こども園に在園している園児を、通常の教育時間の前後や長期休業日等に預かる事業です。

【確保方策】

すべての幼稚園、認定こども園で実施しており、引き続き、供給体制の維持に努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		49,292	44,861	40,826	39,006	37,819
②確保方策	延べ人数	49,292	44,861	40,826	39,006	37,819
	施設数（か所）	11	11	11	11	11
②－①		0	0	0	0	0

(12) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【確保方策】

保育所4か所、ファミリー・サポート・センター、すこやかセンター内乳幼児一時預かりで実施しており、引き続き、供給体制の維持に努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,109	1,065	1,027	1,006	988
②確保方策	延べ人数	1,109	1,065	1,027	1,006	988
	施設数（か所）	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

(13) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者が就労している場合等において、病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なこどもを一時的に保育する事業です。

【確保方策】

市内、1箇所で開催しており、今後の需要状況に対応し、供給体制の維持に努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		111	122	134	148	162
②確保方策	延べ人数	720	720	720	720	720
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②－①		609	598	586	572	558

(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等のこどもの預かり等、子育ての援助を受けることを希望する方（依頼会員）と子育ての援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

提供会員の確保、預かり中のこどもの安全対策に係る研修等の実施により資質の向上を図り、供給体制の確保に努めます。

単位：人日／年

区 分		3期計画（量の見込み／確保方策）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1～3年生	391	375	358	338	315
	4～6年生	364	349	333	315	293
②確保方策	1～3年生	391	375	358	338	315
	4～6年生	364	349	333	315	293
②－①		0	0	0	0	0

(15) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

妊婦の健康を保持するため、妊婦健診の必要性について周知するとともに、安心して継続的に妊婦健診を受診できるよう、妊婦健診にかかる費用助成を行います。

単位：人／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	296	286	276	268	262
②確保方策	296	286	276	268	262
②－①	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【確保方策】

令和7年度より兵庫県が実施する産後ケア事業に係る集合契約に参加し、市外の医療機関等においても産後ケア事業が利用できる体制の確保に努めます。

単位：人日／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	87	84	81	79
②確保方策	90	87	84	81	79
②－①	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整えるとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、満3歳未満までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。

【確保方策】

令和8年度から、法律に基づく新たな給付制度として制度化され、本市においても、令和8年度からの実施を予定しています。

単位：人日／年

区 分	3期計画（量の見込み／確保方策）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
0歳児	0	1,524	1,464	1,428	1,380
1歳児	0	2,256	2,172	2,112	2,028
2歳児	0	1,680	1,956	1,884	1,824
合計	0	5,460	5,592	5,424	5,232
②確保方策					
0歳児	0	1,524	1,464	1,428	1,380
1歳児	0	2,256	2,172	2,112	2,028
2歳児	0	1,680	1,956	1,884	1,824
合計	0	5,460	5,592	5,424	5,232
②－①	0	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

引き続き、国の示す基準に基づき、低所得者の当該施設利用にかかる実費徴収額について、公費による負担軽減を実施します。

(19) 多様な主体の参入を促進する事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築、また、多様な集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

事業者が円滑に事業を実施できるよう、引き続き、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

第6章

計画の推進

本計画の実効性を高めるために、どのような体制をつくり、どのように目標を達成するのかについて記載しています。

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の点検・評価

第6章 計画の推進

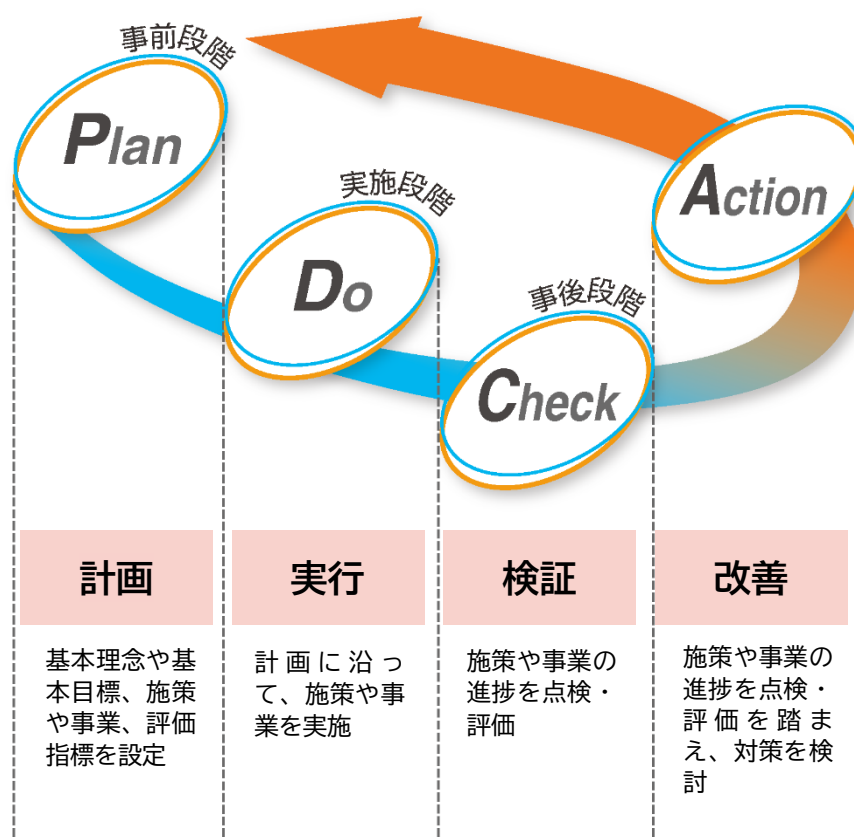
1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくために、こども・子育て支援に関わる関係機関、教育・保育事業関係者、地域等と連携・調整を図り、多くの関係者の意見も取り入れながら施策を推進し、社会情勢の変化にも適切に対応していきます。

また、計画の周知等を行い、地域の住民の理解も深めながら、地域全体で子育てしやすい環境づくりを推進します。

2 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「赤穂市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・検証・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況について点検・評価し、その結果に基づき対策を実施していきます。



資料編

- 1 赤穂市子ども・子育て会議条例
- 2 赤穂市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 赤穂市こども計画策定経過
- 4 用語解説

資料編

1 赤穂市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
条例第32号
(令和5年4月1日施行)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、赤穂市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(令5条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例10・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第6号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年赤穂市条例第135号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付則（令和5年3月31日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 赤穂市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	摘 要
学識経験者	半 田 結	兵庫大学教育学部教育学科教授	会長
	金 谷 公 子	姫路日ノ本短期大学非常勤講師	副会長
こども・子育て支援の 関係団体に 属する者	睦 谷 美恵子	赤穂市主任児童委員代表	
	岩 崎 由美子	赤穂市地域活動連絡協議会会長	
教育関係者	池 田 達 哉	赤穂西小学校長	
	亀 井 祐 子	有年幼稚園長	
	佐 藤 智 子	学校法人兵庫カトリック学園 赤穂あけぼの幼稚園 園長	
	松 本 智 子	尾崎保育所長	
	中 川 多栄子	社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園 副園長	
こどもの 保護者	大 河 敦 子	御崎保育所保護者会	
	岩 本 知 佳	赤穂市PTA連合会母親部会	
公募市民	森 谷 充 孝	公募市民	
その他市長 が必要 と認める者	井 上 昭 彦	連合兵庫西部地域協議会 元副議長	
事務局	松 下 直 樹	健康福祉部長	
	高 見 博 之	教育次長（管理）	
	前 田 光 俊	子育て支援課長	
	山 内 陽 子	教育委員会こども育成課長	
	中 塚 真由美	教育委員会幼児教育指導担当課長	
	日 笠 二三枝	保健センター所長	
	万 代 充 彦	教育委員会生涯学習課長	
	杉 山 建 一	教育委員会学校教育課長	
	田 淵 貴 博	子育て支援課子育て支援係長	
	田 中 宏 樹	教育委員会こども育成課こども育成係長	

（順不同、敬称略）

3 赤穂市こども計画策定経過

年 度	月 日	主な内容
令和5年度		子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
	12月21日	第1回子ども・子育て会議 1) 報告事項 ・令和4年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について 2) 協議事項 ・次期計画策定にかかるニーズ調査等の実施について
令和6年度	3月18日	第2回子ども・子育て会議 1) 報告事項 ・令和6年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画取組目標・概要について 2) 協議事項 ・赤穂市こども家庭センターの設置について
	6月12日	第1回子ども・子育て会議 1) 報告事項 ・令和5年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について ・ニーズ調査・生活実態調査の調査結果について 2) 協議事項 ・こども計画策定スケジュール（案）について ・こども・若者に関する調査（案）について ・子どもの生活実態に係る社会資源調査（案）について
	9月2日	第2回子ども・子育て会議 1) 報告事項 ・こども・若者に関する調査並びに子どもの生活実態に係る社会資源調査の結果 2) 協議事項 ・赤穂市こども計画骨子（案）について
	11月27日	第3回子ども・子育て会議 1) 協議事項 ・赤穂市こども計画（案）について
	12月23日	第4回子ども・子育て会議 1) 協議事項 ・赤穂市こども計画（案）について
		パブリックコメントの実施（意見 件）
	月 日	第5回子ども・子育て会議 1) 報告事項 ・パブリックコメントの結果について 2) 協議事項 ・赤穂市こども計画（案）について

4 用語解説

用 語	説 明	
あ行		
預かり保育	幼稚園の教育時間以外の時間において、こどもを保育すること。	
育児休業	育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満のこどもを養育するために休業を取得することができるというもの。原則としてこども1人につき1回、1歳6カ月に達するまで育児休業を取得することができる。また、1歳6か月到達時点でさらに休業が必要な場合、一定の条件を満たせば、子が2歳に達する日まで延長することができる。	
医療的ケア児 コーディネーター	日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がいのあるこどもやその家族等が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携し、総合的な支援調整を行うコーディネーターのこと。	
エジンバラ産後うつ病 質問票	1987年に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして、国際的に広く普及している。	
S D G s	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2030年までに達成すべき世界共通の目標。	
オンコール	医療従事者の勤務形態のひとつで、医師や看護師、救急担当などが、患者の急変時や救急搬送時、休日や勤務時間外であっても呼び出しに対応できるように待機していること。	
か行		
かかりつけ医	なんでも相談でき、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。	
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。	
ケーススタディ	具体的な事例について、それを詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする方法。	
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこどもの数に相当する。	

用 語	説 明	
コーホート変化率法	各コーホート（同じ年、又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。	
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を切れ目なく提供するための総合窓口。妊娠・出産・子育て期の様々な相談に対応できるよう、助産師や保健師、管理栄養士などの職員が、関係機関と連携し、子育て世代を総合的にサポートする。	
こども家庭センター	こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設。従来の市区町村には、母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」があったが、2024年4月施行の改正児童福祉法により、二つの機能を統合した「こども家庭センター」が新設された。	
こども家庭庁	こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守まもるためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む国の官庁。	
こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行。	
子ども・子育て支援関連3法	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。	
子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施するこどもおよびこどもの保護者に対する支援。	
こどもの居場所	こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全て。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの。	
こども大綱	こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進 大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を 見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱のこと。	

用 語	説 明	
こども誰でも通園制度	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。	
子どもの貧困対策の推進に関する法律	令和元年（2019年）9月に施行された、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。	
こどもまんなかアクション	こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組。	
こどもまんなか応援サポーター	こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいた個人、企業・団体、自治体のこと。	
こどもまんなか社会	すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。	
こども未来戦略	若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めるため、令和5（2023）年12月に策定された国の施策。「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくの3つを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。	
さ行		
里親制度	児童福祉法に定められたこどもに対する援助の一つ。18歳になるまで養育を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、委託期間が1年以内の「短期里親」、虐待を受けたこどもなど専門的なケアが必要なこどもを預かる「専門里親」などの種類がある。	

用 語	説 明	
障害者自立支援協議会	協議会は、地域の関係者が集まり、相互の連携を図ることにより明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。	
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年（2005年）4月1日に施行された法律。当初、10年間の時限立法であったが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が令和7年（2025年）3月31日まで10年間延長された。	
自殺予防プログラム	兵庫県立心の教育総合センターによる自殺予防教育のプログラムのこと。「早期の問題認識（心の健康）」と「援助希求的態度の育成」を柱とし、中学校用と高等学校用が作成されている。	
児童館	児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。	
児童虐待	こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。また、虐待が疑われる場合や発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。	
社会的擁護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。	
少子化	こどもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。	
食育	平成17年（2005年）7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。	
女性問題相談員	セクシャルハラスメントやドメスティック・バイオレンス等をはじめとする女性問題に関する心の悩みを傾聴し、必要な情報提供を行う。	
スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）	防犯の専門家や警察官OB等で構成され、各学校を巡回し、学校ボランティアの指導や警備のポイント等についての指導を行う。	

用 語	説 明	
スクールカウンセラー	学校現場において、児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たり、児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家。	
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。こども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、こどもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士など福祉のプロが担っている。	
スタートカリキュラム	小学校へ入学したこどもが幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。	
た行		
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うこと。	
地域サポートチーム会議	5つの中学校区ごとに、こどもと関わりを持つ保護者や学校、地域や関係機関・団体などが、それぞれの持つ機能と役割を活かし、事案についての情報交換、協議、他の機関へつなぐなど、チームとして課題に対してアプローチをするための会議のこと。	
な行		
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。小学校就学前のこどもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。	
は行		
バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	
兵庫県福祉のまちづくり条例	平成4年（1992年）10月に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための条例。	

用 語	説 明	
ペアレント ・トレーニング	1960年代からアメリカを中心に始まったプログラム。 「保護者も協同治療者である」という考え方のもとに、保護者がこどもへの適切な対処の仕方について学ぶことで、こどもの行動変容や保護者のストレスの減少といった効果が示されてきた。近年、病院や学校など様々な場所に取り入れられ、その効果が示されている。	
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭又は寡婦の方を対象に、生活全般の様々な相談に応じその自立に必要なアドバイスや情報提供を行う。	
ま行		
マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。	
や行		
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。	
幼児教育担当指導主事	子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、質の高い幼児教育を全国のすべての子供に保障するため、幼児教育の充実や小学校教育との円滑な接続、評価を含めたカリキュラム・マネジメントの実施などを行う幼児教育の指導者のこと。	
要保護児童対策 地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関相互の連携と協力体制の推進を目的として児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置される協議会。	
ら行・わ行		
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。	
ワーク・ライフ ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。	

赤穂市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年(2025年)3月

赤穂市 健康福祉部 子育て支援課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL:0791-43-6808 FAX:0791-43-7138